

事業 優先順位		2 細事業:騒音・振動監視測定事業				整理 番号		05		
目 的		市域における騒音、振動の状況を把握し、規制基準と照らして騒音、振動公害の抑制に努める。								
目 標		・騒音・振動測定結果の環境基準の達成								
事業 実施主体		直 営	事業開始 年 度	昭和49年度	根拠 法令	騒音規制法、振動規制法				
事業費・財源				平成24年度	比 較		コスト情報・従事職員数 内 訳 参 考		平成24年度	比 較
	事業費 (決算額) (千円)			245				総コスト (千円)	2,626	
	財源内訳	一般財源		245				事業費	245	
		国府支出金		0				人件費	2,381	
		地方債		0				公債費	0	
		その他特定財源		0				一人あたり (円)	23	
				0				世帯あたり (円)	56	
				0				職員数 (人)	0.30	
			0			再任用職員数 (人)		0.00		
	今後の方向性		計測業務について、アウトソーシングの検討を行う。							
評 価	妥当性	効率性	有効性	対象者	騒音・振動を発する恐れのある、或いは発している事業所等の周辺市民					
	A	A	B							



細事業：騒音・振動監視測定事業

1. 騒音・振動測定

発生源としては、工場・事業所・建設作業・自動車や鉄道の交通機関などがあり、近年では、カラオケ等の近隣生活騒音が問題になることもしばしばある。工場・事業所等に対しては、騒音規制法・振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく、届出指導や立入検査等を行い、騒音・振動の防止に努めた。

また、騒音・振動が環境に与える影響を把握するため、下記の調査を行った。

(1) 環境騒音調査

騒音規制法の定めに基づき、環境騒音の実態を把握するため、市内全域（市街化区域）を調査区域として環境騒音の測定を実施した。測定は、騒音に係る環境基準で定める昼間（午前6時から午後10時まで）及び夜間（午後10時から翌午前6時まで）の時間帯で行い、それぞれの結果を平均して測定結果とした。

測定結果は、次のとおりである。

＜平成24年度 環境騒音測定結果＞

地域区分	地域類型	時間帯	騒音レベル (LAeq) (単位: デシベル)	環境基準
一般地域	A	昼間	49.0	55 以下
		夜間	45.7	45 以下
	B	昼間	51.6	55 以下
		夜間	46.9	45 以下
	C	昼間	58.6	60 以下
		夜間	61.1	50 以下

※地域類型Aは専ら住居の用に供される地域、Bは主として住居の用に供される地域、Cは、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域である。

(2) 道路交通騒音調査

騒音規制法の定めに基づき、市内主要幹線道路における自動車騒音の実態を把握するため、騒音測定を実施した。測定は、沿道に配置した騒音監視車で24時間連続して自動測定を行い、昼間と夜間の結果をそれぞれ平均して測定結果とした。

また、調査地点の交通量の状況を把握するため、交通量計測を併せて実施した。

各地点における騒音レベルは概ね良好であったが、国道170号線市町交差点付近（市町1258番地）における騒音レベルが昼間・夜間ともに許容限度※を超えた結果となった。

(3) 道路交通振動調査

振動規制法の定めに基づき市内の主要幹線道路における道路交通振動の実態を把握するため、振動測定を実施した。測定は、沿道に配置した騒音監視車で24時間連続して自動測定を行い、振動に係る要請限度で定める昼間（午前6時から午後9時まで）と夜間（午後9時から翌午前6時まで）の結果をそれぞれ平均して測定結果とした。

各地点における振動レベルは振動規制法に定める要請限度※を超えることはなかった。

※許容限度…騒音規制法に基づき環境省令で別に定められている自動車騒音の限度のことをいい、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が都道府県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。

※要請限度…振動規制法に基づき環境省令で別に定められている道路交通振動の限度のことをいい、道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が道路管理者に振動防止のための道路の修繕等の措置を要請し、又は都道府県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。